

補遺

平成 27 年 2 月
 (株)日本法令

商業登記規則等の一部改正について

平成 27 年 2 月 27 日より、商業登記規則等の一部改正に伴い、**役員（代表取締役、取締役及び監査役）就任時、代表取締役の辞任時**の登記申請の際に添付する書面等が変更となります。

登記 52-A「株式会社役員変更登記申請・届出様式集」に収録の解説書は、平成 27 年 2 月 26 日までに登記申請することを前提に作成されておりますので、平成 27 年 2 月 27 日以降に登記申請する場合は、下記箇所を読み替えてご使用くださいますようお願い申し上げます。

<改正の内容>

改正前	改正後
<p>取締役会設置会社の場合、代表取締役の就任登記の添付書面として印鑑証明書が必要。代表取締役以外の取締役、監査役は、公務員が職務上作成した証明書の添付は不要。</p> <p>ただし、代表取締役を選定した議事録等に、従前の代表取締役が出席し、法務局に届け出ている会社代表印を押印していない場合は、全役員の印鑑証明書が必要。</p>	<p>取締役会設置会社の場合、代表取締役の就任登記の添付書面として印鑑証明書が必要。代表取締役以外の取締役、監査役は、就任承諾書に記載された氏名及び住所と同一の氏名及び住所が記載されている市区町村長その他の公務員が職務上作成した証明書（当該取締役等が原本と相違がない旨を記載した謄本を含む。）の添付が必要。</p> <p>※同じ役員が再任する場合には、公務員が職務上作成した証明書の添付は不要。</p> <p>ただし、代表取締役を選定した議事録等に、従前の代表取締役が出席し、法務局に届け出ている会社代表印を押印していない場合は、全役員の印鑑証明書が必要。</p>
<p>取締役会非設置会社の場合、監査役の就任登記の添付書面として、公務員が職務上作成した証明書の添付が不要。</p>	<p>取締役会非設置会社の場合、監査役の就任登記の添付書面として、就任承諾書に記載された氏名及び住所と同一の氏名及び住所が</p>

	<p>記載されている市区町村長その他の公務員が職務上作成した証明書（当該取締役等が原本と相違がない旨を記載した謄本を含む。）の添付が必要。</p> <p>※同じ役員が再任する場合には、公務員が職務上作成した証明書の添付は不要。</p>
<p>代表取締役の辞任届に押印する印鑑は認印でも可。印鑑証明書等は不要。</p>	<p>代表取締役（法務局に印鑑届出している者に限る）の辞任届には、個人の実印か法務局に印鑑届出している法人の実印を押印する。個人の実印を押印した場合には、その個人の印鑑証明書の添付が必要。</p>

《公務員が職務上作成した証明書》の例》

- 住民票 ○戸籍の附票 ○住基カード（住所が記載されているもの）のコピー※
- 運転免許証等のコピー※
- ※裏面もコピーし、本人が「原本と相違がない。」と記載して、記名押印が必要。

<読替え箇所>

- ◎ 27 ページ、左段下から 7 行目の「代表取締役となる者の市区町村長発行の個人の印鑑証明書を添付します。」の後に、「その他の取締役または監査役は就任承諾書に記載された氏名及び住所と同一の氏名及び住所が記載されている市区町村長その他の公務員が職務上作成した証明書の添付が必要です。」を追加のうえ、読み替えてください。
- ◎ 30 ページ、左段下から 18 行目の「イ 就任の承諾を証する書面（商登法 54 I）」の説明に「取締役、監査役の就任承諾は、～株主総会議事録に記載があれば、その議事録が就任の承諾を証する書面となります。」との記載がありますが、商業登記規則等の一部改正により、登記申請の際に、取締役等の就任承諾書に加えて、就任承諾書に記載された氏名及び住所と同一の氏名及び住所が記載されている市区町村長その他の公務員が職務上作成した証明書（当該取締役等が原本と相違がない旨を記載した謄本を含む。）の提出が必要となるため、取締役会設置会社の場合は、代表取締役以外の設立時取締役、設立時監査役の就任承諾書を作成することになります。取締役会設置会社の場合は、代表取締役以外の取締役、監査役の就任承諾書を作成することになります。この就任承諾書に記載する氏名と住所は、公務員が職務上作成した証明書に記載された氏名と住所と一致していなければなりません。なお、再任の場合には、公務員が職務上作成した証明書は不要です。
- ◎ 32 ページ、左段 14 行目の「辞任の場合は、本人からの辞任届を添付します。」の後に、下記説明を追加のうえ、読み替えてください。

=====

代表取締役の辞任届には、①個人の実印を押印して、個人の印鑑証明書を添付するか、
②登記所に届け出である法人の実印を押印（法人の印鑑証明書は不要）のいずれかが
必要になります。（任期満了による退任、死亡等では辞任届（印鑑証明書含む）は不要。）

=====

- ◎ 73 ページ、右段⑤の説明に下記説明を追加のうえ、読み替えてください。

=====

また、代表取締役の辞任届には、①個人の実印を押印して、個人の印鑑証明書を添付
するか、②登記所に届け出である法人の実印を押印（法人の印鑑証明書は不要）のい
ずれかが必要になりますので（任期満了による退任、死亡等では辞任届（印鑑証明書
含む）は不要。）、①の場合は、72 ページの申請書の例では、添付書類の印鑑証明書の
通数が「3 通」から「4 通」になります。

=====

- ◎ 77 ページ、右段④の説明に下記説明を追加のうえ、読み替えてください。

=====

代表取締役の辞任届には、①個人の実印を押印して、個人の印鑑証明書を添付するか、
②登記所に届け出である法人の実印を押印（法人の印鑑証明書は不要）のいずれかが
必要になります。（任期満了による退任、死亡等では辞任届（印鑑証明書含む）は不要。）

=====

- ◎ 79 ページ、左段③の説明に下記説明を追加のうえ、読み替えてください。

=====

商業登記規則等の一部改正により、登記申請の際に、取締役等の就任承諾書に加えて、
その就任承諾書に記載された取締役等の氏名と住所が確認できる本人確認資料として
は就任承諾書に記載された氏名及び住所と同一の氏名及び住所が記載されている市区
町村長その他の公務員が職務上作成した証明書の提出が必要となるため、取締役会設
置会社の場合は、代表取締役以外の取締役、監査役の就任承諾書を作成することにな
ります。この就任承諾書に記載する氏名と住所は、提出する公務員が職務上作成した
証明書に記載された氏名と住所と一致していなければなりません。72 ページの申請書
の例では、添付書類の「就任の承諾を証する書面 4 通」「本人確認証明書 1 通」と
なり、80 ページの申請書の例では、添付書類の「就任の承諾を証する書面 2 通」「本
人確認証明書 1 通」になります。

=====